

発議第 5 号

精神障がい者と身体障がい者・知的障がい者の医療費
公費負担制度の格差解消を求める意見書の提出について

このことについて、次のとおり意見書を提出したいので、瀬戸内市議会会議規則（平成 16 年瀬戸内市議会規則第 1 号）第 14 条第 2 項の規定により提出します。

令和元年 7 月 9 日 提出

瀬戸内市議会議長 日下 敏久 様

提出者 環境福祉常任委員長 河本 裕志

（提案理由）

障害者基本法では、身体・知的・精神の 3 障害の福祉サービスが一元化されたものの、医療費については、精神障がい者だけが入院費などを負担する状況となっている。

このような医療費の格差を解消するため、岡山県の心身障害者医療費公費負担制度において、精神障がい者を対象に加え、身体障がい者・知的障がい者と同様に医療費の自己負担が 1 割となるよう求めるものである。

また、国の障害者自立支援法による自立支援医療（精神通院）に入院を加えて、育成医療・厚生医療と同等の制度となるよう、県から国に対しての要請を求めるものである。

精神障がい者と身体障がい者・知的障がい者の医療費
公費負担制度の格差解消を求める意見書（案）

精神障がい者が、他の障がい者と同じように、自分たちの望む地域で、安心して暮らせるようにと願っています。

障害者基本法では、身体・知的・精神の3障害の福祉サービスが一元化されました。岡山県の心身障害者の医療費助成制度においては、精神障がい者が、その対象になっていません。現在の制度では、身体障がい者・知的障がい者は、内科・外科・歯科などの診療費は1割負担ですが、精神障がい者は3割の自己負担です。障害年金でやっと暮らしている精神障がい者にとっては、医療費の3割負担は、暮らしを大きく圧迫しています。心身障害者医療費公費負担制度に精神障がい者を加えて、身体障がい者・知的障がい者との格差を解消するように求めます。

さらに、国における、障害者自立支援法による自立支援医療に、入院を加えて、育成医療・厚生医療と同等の制度にして、格差を解消するように、国に要請していただくよう求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和元年 月 日

瀬戸内市議会

岡山県知事 様